

別紙6

補助金一覧(令和8年度予算)

一般会計

(単位：円)

番号	所管	支出名称	支出先	8年度算定	7年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
1	環境局 環境管理部 環境規制課	生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金	生活保護等世帯	49,000	48,000	航空機による騒音防止工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対して空気調和機器の稼働費の一部を補助することにより、騒音障害の防止・軽減等を図る。	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく航空機騒音にかかる住宅の騒音防止工事を受けた住宅に居住し、電力料金を支払った生活保護等世帯の世帯主に対して、7~10月の電力料金のうちクーラー稼働費相当分を補助(補助上限1万円)。	H1	R9
2	環境局 環境管理部 環境管理課	土壤汚染対策事業助成金	汚染原因者でない土地所有者	4,258,000	4,042,000	土壤汚染対策法に基づく措置の指示により、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことによって、市民の健康の保護を図る。	土壤汚染対策法第7条の規定により、汚染の除去等の措置を指示された土地所有者(汚染原因者でない者であつて、費用負担能力の低い者)に対し、措置に要する費用の3/4以内の額を助成。	H8	R9
3	環境局 環境施策部 環境施策課	省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業費補助金(仮)	本補助金を財源とする給付金を交付する事業を行う民間事業者等(なお、上記の民間事業者等が大阪市内に工場・事業場を有する中小企業等や住宅等を対象に再補助を行う。)	775,739,000	0	家庭及び中小企業等の早期の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入拡大や電力需給の安定化を図り、断熱窓や省エネ設備等の導入加速により、関連産業の競争力強化、経済成長を実現し、GXを加速させるとともに、大阪市の2030年度の温室効果ガス排出量削減目標達成に貢献することを目的とする。	再補助を実施するために必要となる事業費及び事務費を執行団体に交付し、執行団体がその経費を管理・事業運営を行う。 ①中小企業の省エネ・省CO ₂ 加速化支援事業 大阪市内の中小企業等に対して、省エネルギー診断の受診や省エネルギー性能の高い設備等の導入に係る取組を支援。 ②住宅等の脱炭素化促進事業 大阪市内の住宅等に対して、高い断熱性能を備えた窓やドアの改修、高効率給湯器等の導入による省エネルギーの取組を支援するとともに、蓄電システムによる再生可能エネルギーの自家消費拡大の取組を支援。 補助率：対象経費の10/10（上限775,739万円）	R8	R11
4	環境局 環境施策部 環境施策課	大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金	集合住宅に電気自動車用充電設備を設置しようとする者のうち、国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付を受けた者	15,000,000	10,000,000	電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）の普及には、充電設備の整備が必要であるため、本市世帯数の7割が居住する集合住宅において、電気自動車用充電設備の設置促進を図り、電気自動車等の普及促進を図る。	電気自動車用充電設備を設置する集合住宅管理者等のうち、国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付を受けた者に対し、次のとおり国補助対象外部分を補助する。 ・設備費：設備費の半額（国補助額と同額） ・工事費：国補助対象外部分の一部（1基20万円を上限）	R7	R9
5	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	大阪市脱炭素先行地域づくり補助金	脱炭素先行地域へ導入する省エネ・再エネ設備を所有する企業	703,773,000	1,549,441,000	脱炭素先行地域を形成するため、省エネ・再エネ設備を導入する取組みに対して、その経費の一部を補助する。	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用し、省エネ・再エネ設備導入に要する費用を助成する。 ・太陽光発電設備（オンサイト）1/2 ・太陽光発電設備（オフサイト）2/3 ・蓄電池1/3 ・エネルギー・マネジメントシステム1/3 ・熱導管1/2 ・充放電設備、充電設備1/2 ・高効率換気空調設備1/3 ・高効率照明機器1/4 ・コーディネーション1/3	R6	R10
6	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	新たな脱炭素技術の実証・事業化支援事業補助金	市域で新たな脱炭素技術の実証・事業化を行う者	30,000,000	30,000,000	2050年の脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向けて、市域で新たな脱炭素技術の実証・事業化を行う者に対し、実証費用の一部の補助を行うことにより、社会実装を後押しすることを目的とする。	開発レベルには達しているものの事業化に至っていない新たな脱炭素技術のうち、都市部で有効な脱炭素技術の実証を行う者に対し補助を行う。 補助率：実証経費の1/2（補助上限：10,000千円）	R7	R9

補助金一覧(令和8年度予算)

一般会計

(単位:円)

番号	所管	支出名称	支出先	8年度算定	7年度当初	交付目的	事業の概要	事業開始年	終期又は次回検証年度
7	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	新たな手法による太陽光発電導入支援事業補助金（仮）	新たな手法による太陽光発電を導入しようとする者のうち、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）」の交付を受けた者	90,000,000	0	国支援事業を活用し、市域の特性を踏まえCO2排出量削減効果が高い太陽光発電の導入ボテンシャルを最大限に引き出せるよう支援することで、再エネ導入拡大を図る。	民間企業による新たな設置形態や導入手法による太陽光発電の導入を対象に、国の補助に上乗せする形で市独自補助を行う。 ①ソーラーカーポート 80千円/kW（全対象経費の1/3相当、残りのうち80千円/kW 1/3相当は国が負担）（上限：20,000千円） ②建材一体型 窓：4/5（全対象経費の1/5、残り3/5は国が負担）（上限：12,500千円） 壁：3/4（全対象経費の1/4、残り2/4は国が負担）（上限：7,500千円） ③蓄電池を組み合わせた太陽光発電 ・25千円/kW（全対象経費の1/4相当 残りのうち50千円/kW、2/4相当は国が負担）（上限：10,000千円） ・35千円/kW（全対象経費の1/4相当 残りのうち70千円/kW、2/4相当は国が負担）（上限：10,000千円）※戸建て（10kW未満）	R8	R10
8	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	帯水層蓄熱システム導入支援事業補助金（仮）	帯水層蓄熱システム（ATES）の導入を検討する事業者	45,000,000	0	ATES導入に関する地盤調査経費の一部を補助することにより、コスト面での課題を解決し、ATES導入を加速化させる。	市域でATES導入を行う事業者に対して、地盤調査結果（地質データ）を本市に提供すること等を条件とし、地盤調査費用の一部を補助する。 補助率：対象経費3/4（上限1,500万円）	R8	R12
9	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	ペロブスカイト太陽電池導入費補助金（仮）	ペロブスカイト太陽電池を導入しようとする者のうち、国の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）」の交付を受けた者	12,000,000	0	軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池について、国の補助に上乗せする形で市独自補助を実施することで相乗効果を高め、市場形成を加速させ早期の社会実装を実現する。	ペロブスカイト太陽電池を導入しようとする者のうち、国の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）」の交付を受けた者に対し、その費用に対して国補助対象外部分の1/2を補助する。 ・5/6（全対象経費の1/6、残り4/6は国が負担）（上限：12,000千円） ・7/8（全対象経費の1/8、残り6/8は国が負担）（上限：12,000千円）※防災力の強化に資する等の一定の要件を満たすもの	R8	R12
10	環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当	公立大学法人大阪施設整備費補助金（仮）	(大)大阪	0	3,439,000	脱炭素社会の実現に向け、産・官・学の連携した取組により、大阪における次世代太陽電池の普及促進を図る。	大阪公立大学の施設又は設備の整備に係る事業の実施に要する経費（工事費等）の10/10に相当する額を上限として補助する。（次世代太陽電池整備費）	R7	R7
11	環境局事業部 事業管理課 路上喫煙対策担当	大阪市指定喫煙所設置等経費補助金	本市の指定を受ける喫煙所を整備した市内の土地・建物の所有者又は使用者	400,960,000	212,960,000	指定喫煙所の普及による喫煙者と非喫煙者の共生できるまちの実現を図り、市民等が一層安全で快適に暮らせるまちの実現を図る。	本市の指定を受ける喫煙所を整備した「市内の建物の所有者又は使用者」に対し、整備経費、改修経費及び維持管理費を助成する。 ・整備経費補助上限10,000千円（地下施設20,000千円） ・改修経費上限3,000千円 ・維持管理費補助上限1,440千円（改修分480千円）	R5	R9
12	環境局事業部 事業管理課 路上喫煙対策担当	ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費等補助金（仮）	本市の指定を受ける喫煙所を整備するミナミエリアの建物等の所有者又は使用者	67,920,000	0	ミナミエリアにおける環境改善に向けた指定喫煙所の整備を推進することで、誰もが安全、安心に過ごせる美しく快適なまちの実現を図る。	本市の指定を受ける喫煙所を整備した「ミナミエリアの建物の所有者又は使用者」に対し、整備経費、維持管理費及び賃料等の全部または一部を補助する。 ・整備経費補助上限10,000千円 ・維持管理費補助上限1,440千円 ・賃料補助上限1,200千円	R8	R11
所属計				2,144,699,000	1,809,930,000				